

低濃度PCB廃棄物の処理に関するガイドライン－焼却処理編－ (令和2年10月)改訂のポイント

1. 微量PCB汚染廃電気機器等の受入時の確認 (p. 23)

微量PCB汚染廃電気機器等の無害化処理施設への受入時には、排出業者から提出された微量PCB汚染絶縁油中のPCB濃度の分析結果を確認することを求めていたが、PCB濃度測定の煩雑さや採油時の漏油リスクを回避するため、コンデンサー等の絶縁油封じ切り機器や絶縁油量が少量で抜油されていない小型の廃電気機器等であってPCB濃度の分析結果がないものを受け入れて処理する場合については、銘板等の情報から確実にPCB使用の機器でないことを確認すれば良いこととした。ただし、無害化処理施設で受け入れ可能な絶縁油中PCB濃度に上限を設けている場合には、従前どおり排出事業者からPCB濃度に関する分析結果等を入手するなどして確認することとした。